特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
12	小城市	精神手帳に関する事務	基礎項目評価書			

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小城市は、精神手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・小城市は、「精神手帳に関する事務」を行うために「精神手帳システム」を使用している。 ・精神手帳システムに係る運用管理業務を外部に委託しているが、不正入手・不正使用対策として 「受託業務取扱に係る自己評価シート」の提出を求め、情報セキュリティ遵守状況を確認している。 ・精神手帳事務の一部を外部委託しているが、「業務マニュアル」及び「業務責任者等報告書」の届 出を求め、業務手順等及び責任者や従事者を確認することで、個人情報の管理状況を確認してい

評価実施機関名

佐賀県小城市長

公表日

令和7年4月9日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	精神手帳に関する事務
②事務の概要	市は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第6項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第5条の規定により、精神障害者に対し、手帳交付の事務を行う。 精神障害者保健福祉手帳は、精神障害者が一定の精神障害の状態であることを証する手帳であり、対象者の居住地の都道府県知事が発行する。市町村においては、住民からの手帳交付申請を受付け、都道府県へ進達を行い、進達結果及び精神障害者保健福祉手帳を受領して、対象者への手帳交付を行う。
③システムの名称	精神手帳システム、統合宛名システム、中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル:	名
精神手帳台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表 22の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 第14条
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	高齢障がい支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	高齢障がい支援課
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ
連絡先	高齢障がい支援課 TEL(0952-37-6108)
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
海田した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和7	/年1月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点					
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書	1	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	්රි]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	- 3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	නි]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		0]]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネッ	ットワークシステムを]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	1]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得	身の徹底や、必	ず複数人での確認を行っている。			

9. 監査							
実施の有無	[] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢>					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発						
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢>					
判断の根拠	アクセス権限の管理を行ってい	ะเงล.					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	担当部署の変更	福祉課	高齢障がい支援課	事後	
平成27年4月1日	担当部署 所属長の変更	福祉課長 水田正秀	高齢障がい支援課長 小柳祥康	事後	
平成29年6月12日	評価書名の変更	小城市 精神手帳システム 基礎項目評価書	小城市 精神手帳に関する事務 基礎項目評 価書	事前	
平成29年6月12日	1①事務の名称の変更	精神障害者保健福祉手帳の手帳交付情報の管理	精神手帳に関する事務	事前	
平成29年6月12日	1③システムの名称の追加		統合宛名システム	事前	
令和1年6月26日	4①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和1年6月26日	4②法令上の根拠	(照会の根拠)行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律		事後	
令和2年8月3日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年8月3日	2. 取扱者数 いつ時点の計数 か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年8月3日	8. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
令和2年8月3日	利益の休護の旦言の変史	精神手帳システム	精神手帳に関する事務	事後	
令和2年8月3日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言の変更	取扱	取扱い	事後	
令和2年8月3日	3.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	事後	
令和7年4月9日	1. 対象人数 いつ時点の計数	令和2年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年4月9日	2. 取扱者数 いつ時点の計数 か	令和2年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年4月9日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	事後	